

[19] 一宮市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の 認定の要件を定める条例（案）の概要

1 条例の趣旨

「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（認定こども園法）」に基づき、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定めるものです。

2 条例の概要

幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の人員、設備及び運営に関する基準を規定します。基準の主なものは次のとおりです。

項目	愛知県	一宮市
認定こども園 の類型	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の類型 一 幼稚園型認定こども園 次のいずれかに該当する施設をいう。 1 幼稚園教育要領(平成 29 年文部科学省告示第 62 号)に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、在籍している子どものうち保育を必要とする子どもに該当する者に対する教育を行う幼稚園 2 幼稚園及び保育機能施設のそれぞれの用に供される建物及びその附属設備が一体的に設置されている施設であって、次のいずれかに該当するもの イ 当該施設を構成する保育機能施設において、満 3 歳以上の子どもに対し学校教育法第 23 条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり当該施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されているもの	愛知県と同じ

[次ページに続く]

項目	愛知県	一宮市
認定こども園 の類型	ロ 当該施設を構成する保育機能施設に入所していた子どもを引き続き当該施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行うもの 二 保育所型認定こども園 保育を必要とする子どもに対する保育を行うほか、当該保育を必要とする子ども以外の満3歳以上の子どもを保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う保育所 三 地方裁量型認定こども園 保育を必要とする子どもに対する保育を行うほか、当該保育を必要とする子ども以外の満3歳以上の子どもを保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う保育機能施設 (いずれも省令と同じ)	愛知県と同じ
乳児室又はほふく室の面積	認定こども園において<u>満2歳未満の子どもの保育を行う場合は、当該子ども1人につき3.3平方メートル以上の面積を有する乳児室又はほふく室を設けなければならない。</u> 〔 ※省令の基準は以下のとおり <u>乳児室の面積は満2歳未満の子ども1人につき1.65平方メートル以上、ほふく室の面積は満2歳未満の子ども1人につき3.3平方メートル以上でなければならない。</u> 〕	愛知県と同じ

3 施行予定日

令和3年4月1日